

路上駐車に関するご注意と自治会館駐車場の開放

森の里幼稚園前の道路が今年度から全面駐車禁止エリアとなりました。公民館をご利用になる際は、公民館駐車場(3台~4台駐車可能)か若宮公園駐車場(梅林横)をご利用ください。

また、ご自宅近くでの駐車も、ほとんどの箇所が駐車禁止箇所になります。詳細は、添付の「駐車違反となる場所」をご確認ください。

積極的に路上駐車はおすすめ出来ませんが、やむを得ず路上駐車をしなければならない場合には、通行上危険な場所や、ご近所に迷惑がかかる場所への駐車は極力控えてください。また、路上駐車の場合は、自治会発行の「駐車票」を掲示してください。ただし「駐車票」は不審車の識別のためのものですので駐車違反を逃れるものではありません。危険な場所やご近所に迷惑がかかるような場所に路上駐車を見かけた場合、「駐車票」を掲示している車両であれば、持ち主に一言声を掛けてください。

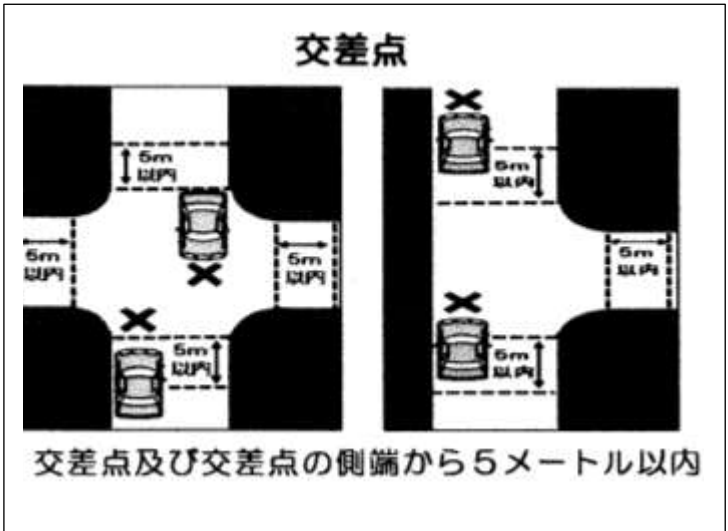
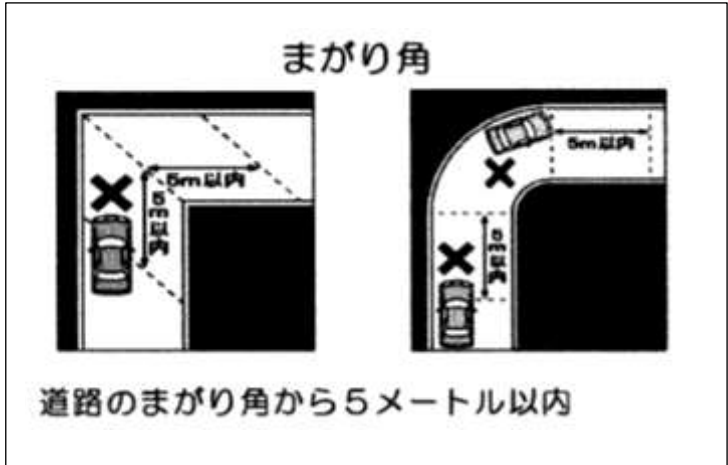
なお、自治会行事等がない場合は、自治会館の駐車場(2台駐車可能)の利用が可能ですのでご利用ください。さらに必要となる場合は、自治会館前庭に駐車(3台)することも可能ですので、**自治会総務委員長及び会館利用時の受付担当者**へご連絡ください。ただし、前庭への駐車は2t車以下の車両とします。なお、自治会館駐車場および前庭に駐車する場合には、必ず駐車票を掲示してください。

また、添付の駐車禁止場所に該当しない箇所についても、長時間駐車(日中12時間以上、夜間8時間以上)であれば、駐車違反より重い自動車の保管場所の確保に関する法律、通称「車庫法」違反となりますのでご注意ください。

(参考情報)

四丁目自治会館隣地の有料駐車場(VILLAGE 森の里第2駐車場)が時間貸しをしているようです。駐車場のフェンスの看板にQRコードがあり、それを読み込むと会社(駐車場予約サービス akippa)にアクセスでき申し込みができるようです。15分(¥25)単位で申し込みができ、1日¥1,000になっています。

駐車違反となる場所



本図は、住宅地内で駐車違反となる場所を示しています。住宅地以外ではほかに駐車違反となる場所がありますのでご注意ください。

